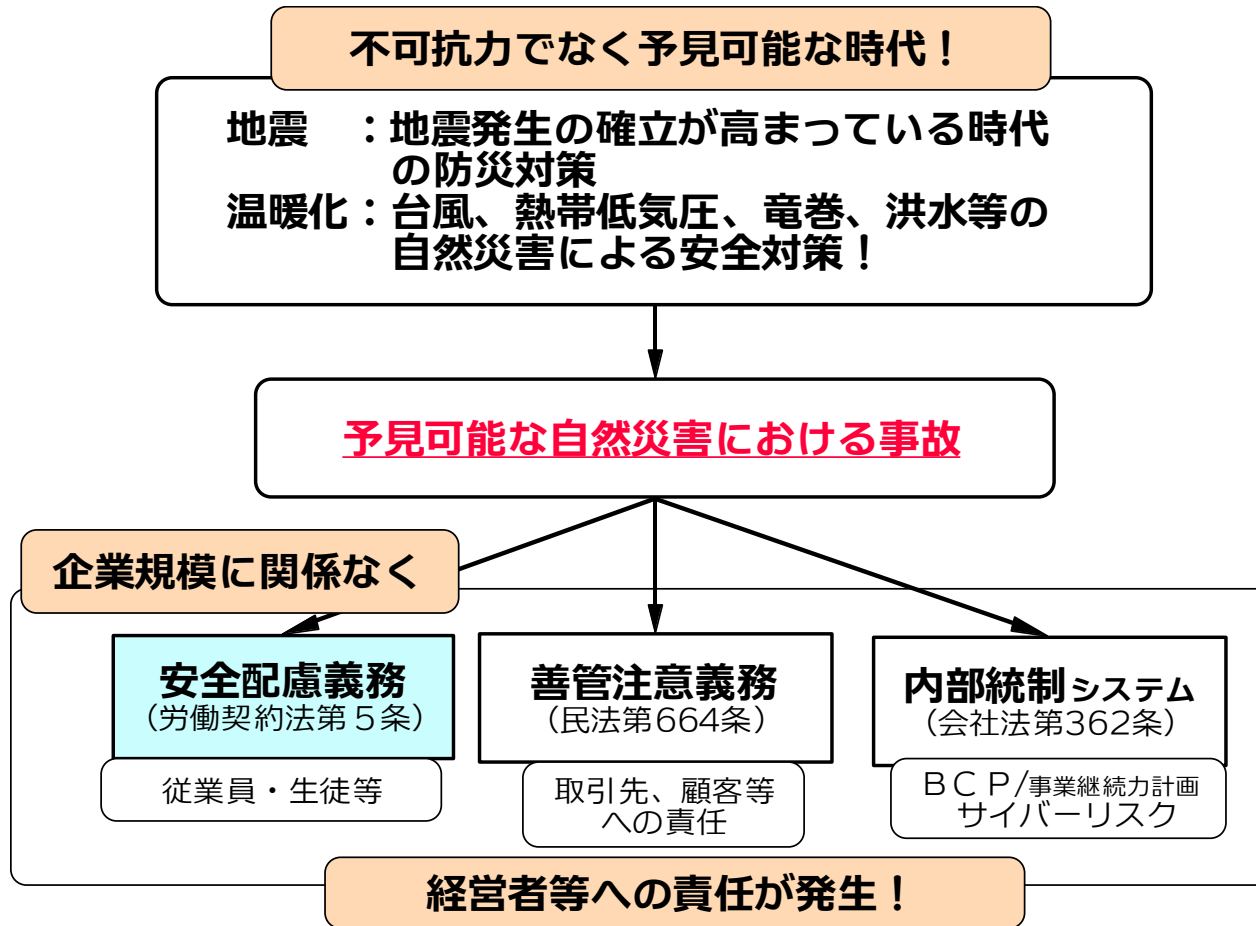


11. 自然災害と法的責任



岩間 文雄(中小企業診断士)

090-2637-1164

法律の専門家ではありませんので、誤りがありましたらご容赦ください。

項目

- ① 南海トラフ地震の防災対応(九州から神奈川・千葉)
- ② 北海道・三陸沖後発地震注意報
- ③ 平安時代の連続地震
- ④ 首都圏の3大リスクは?
- ⑤ 自然災害による企業等の法的リスク
- ⑥ 企業責任は3つの法律が根拠
- ⑦ 社員へ安全配慮義務(労働契約法第5条)
- ⑧ 善管注意義務(民法644条、会社法330条)
- ⑨ 内部統制システム(会社法362条第6号)
- ⑩ 東日本大震災判例 その1 大川小学校(市と県に責任あり)
- ⑪ 東日本大震災判例 その2 (銀行に責任なし)
- ⑫ 東日本大震災判例 その3 (園に責任あり)
- ⑬ 「息子の命、無駄にしない」
- ⑭ 防災対策のポイントと3者の対応

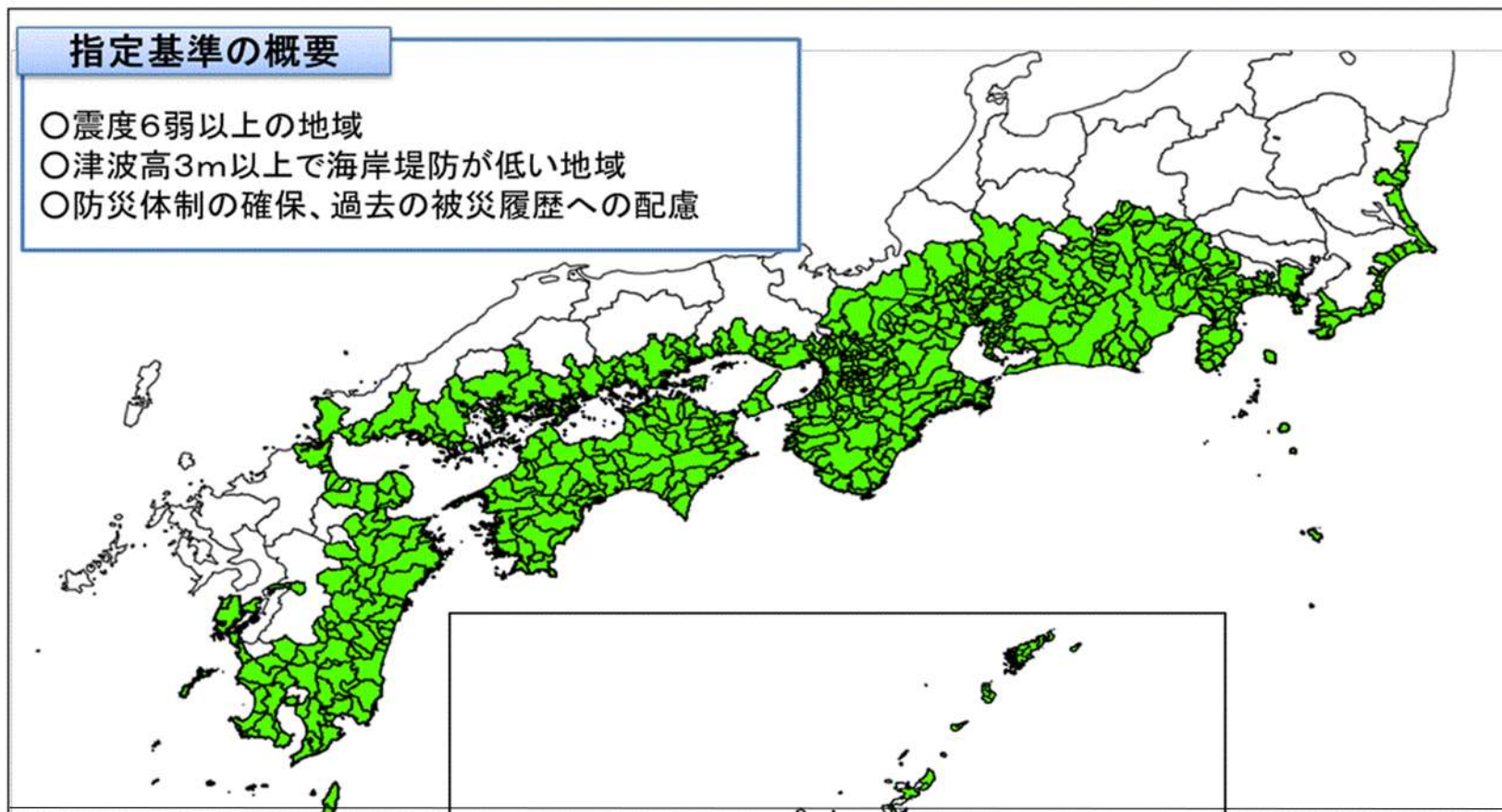
① 南海トラフ地震への防災対応地域

情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域

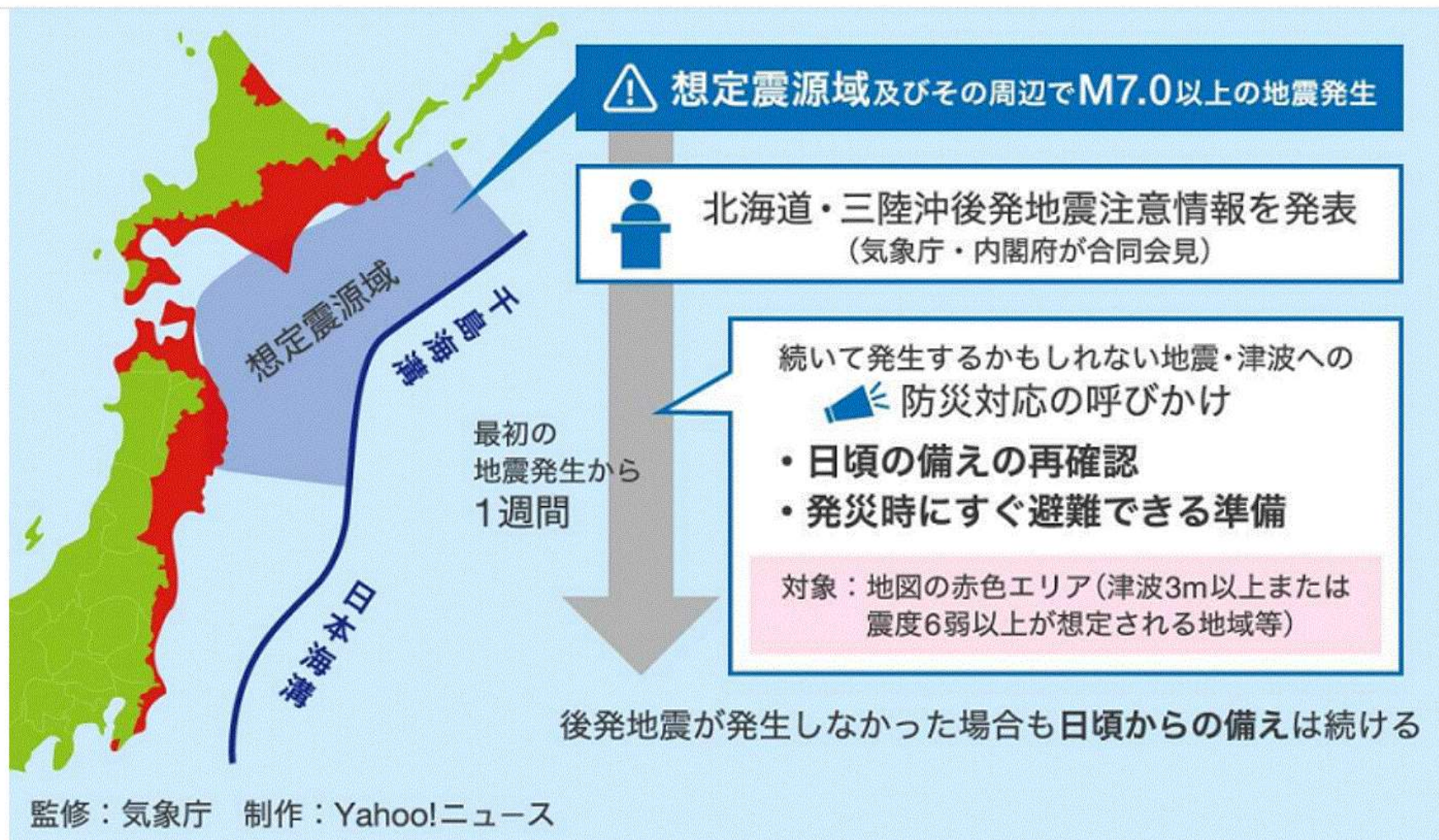
1都2府26県707市町村

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



② 北海道・三陸沖後発地震注意情報



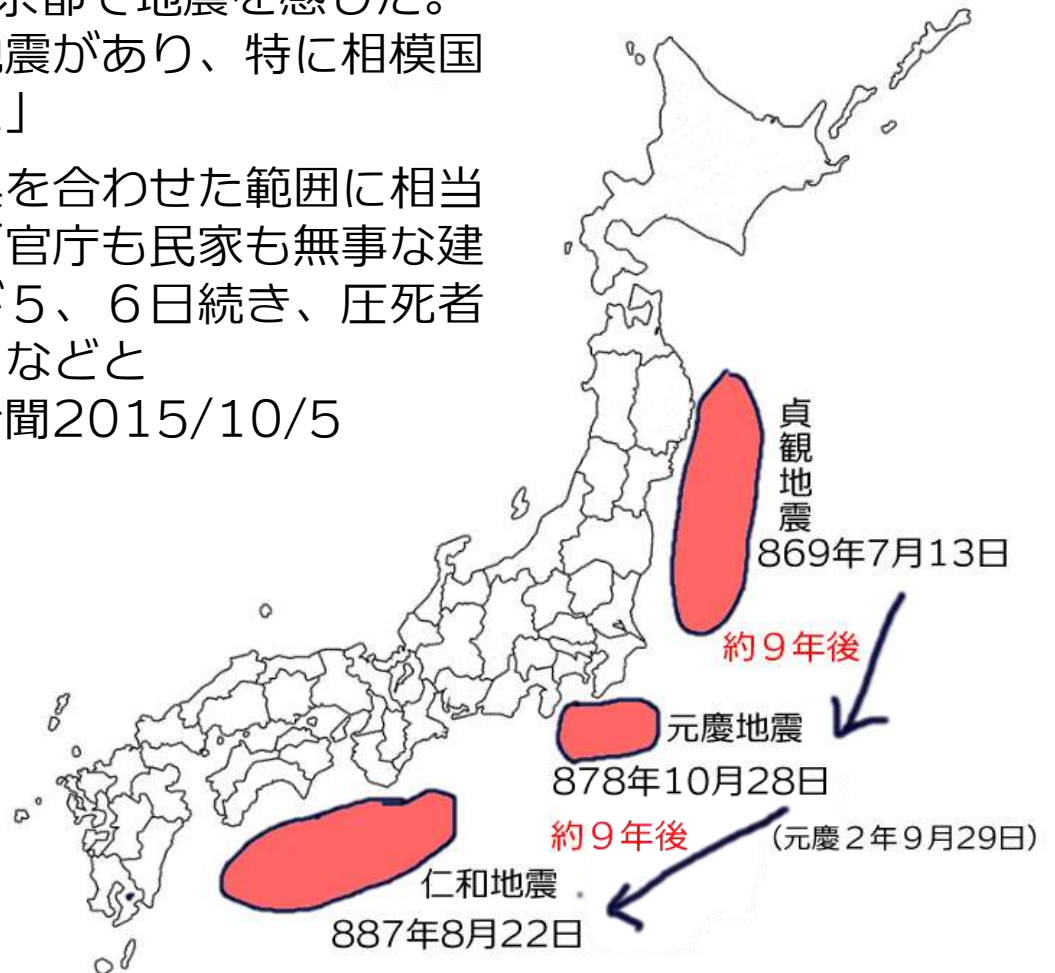
※Yahoo! ニュース制作図解・商用利用不可・図解を分割編集しての使用はできません。

③ 平安時代の連続地震

平安時代初期の関東地方を強い地震が襲った。
京都の朝廷で編纂された当時の歴史書「日本三代実録」には、こう記されている。

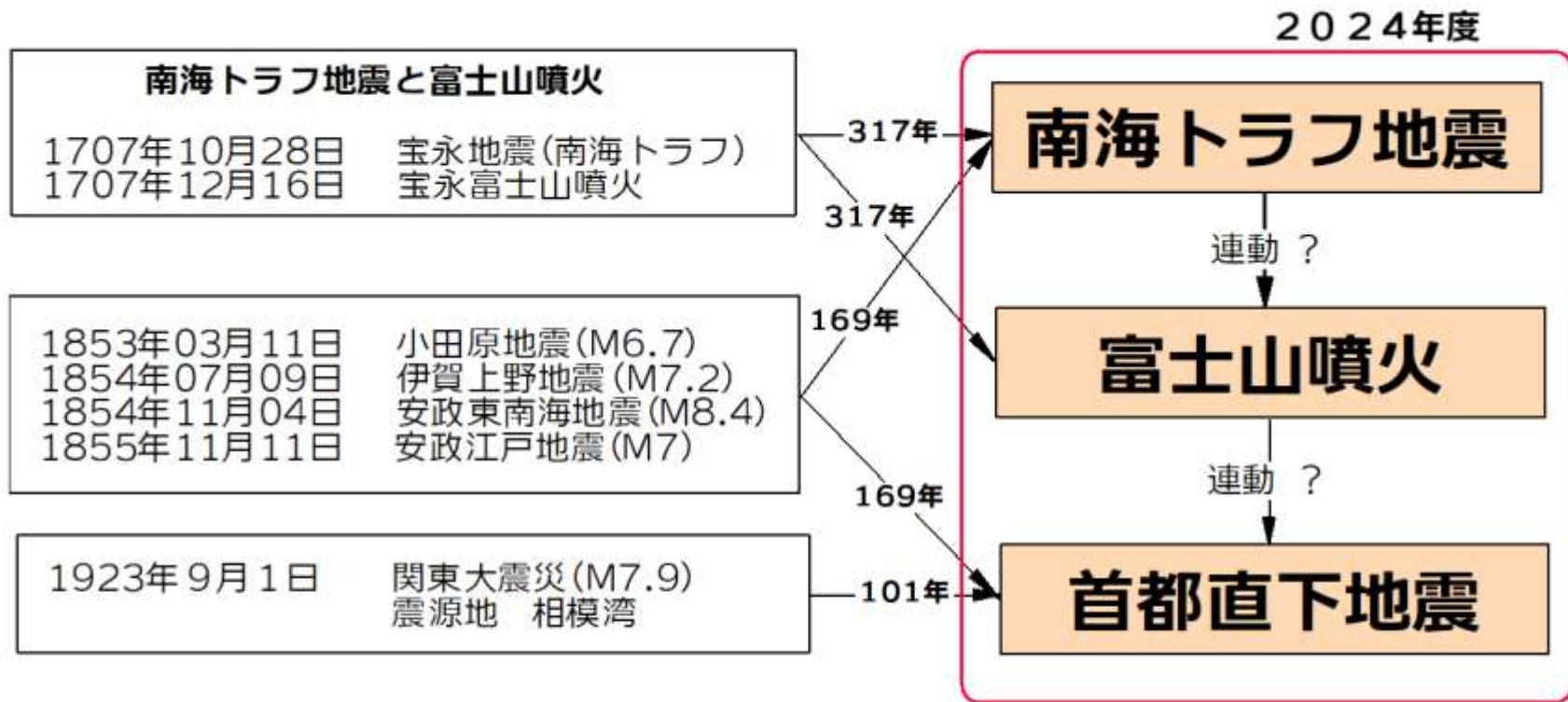
「元慶2年9月29日夜、京都で地震を感じた。
この日、関東地方で大きな地震があり、特に相模国と武蔵国で揺れが激しかった」

東京都、神奈川県、埼玉県を合わせた範囲に相当する。その被害については「官庁も民家も無事な建物は一つもなかった。余震が5、6日続き、圧死者は数え切れないほどだった」などと記されている。 産経新聞2015/10/5



④ 首都圏3大リスクは？

1

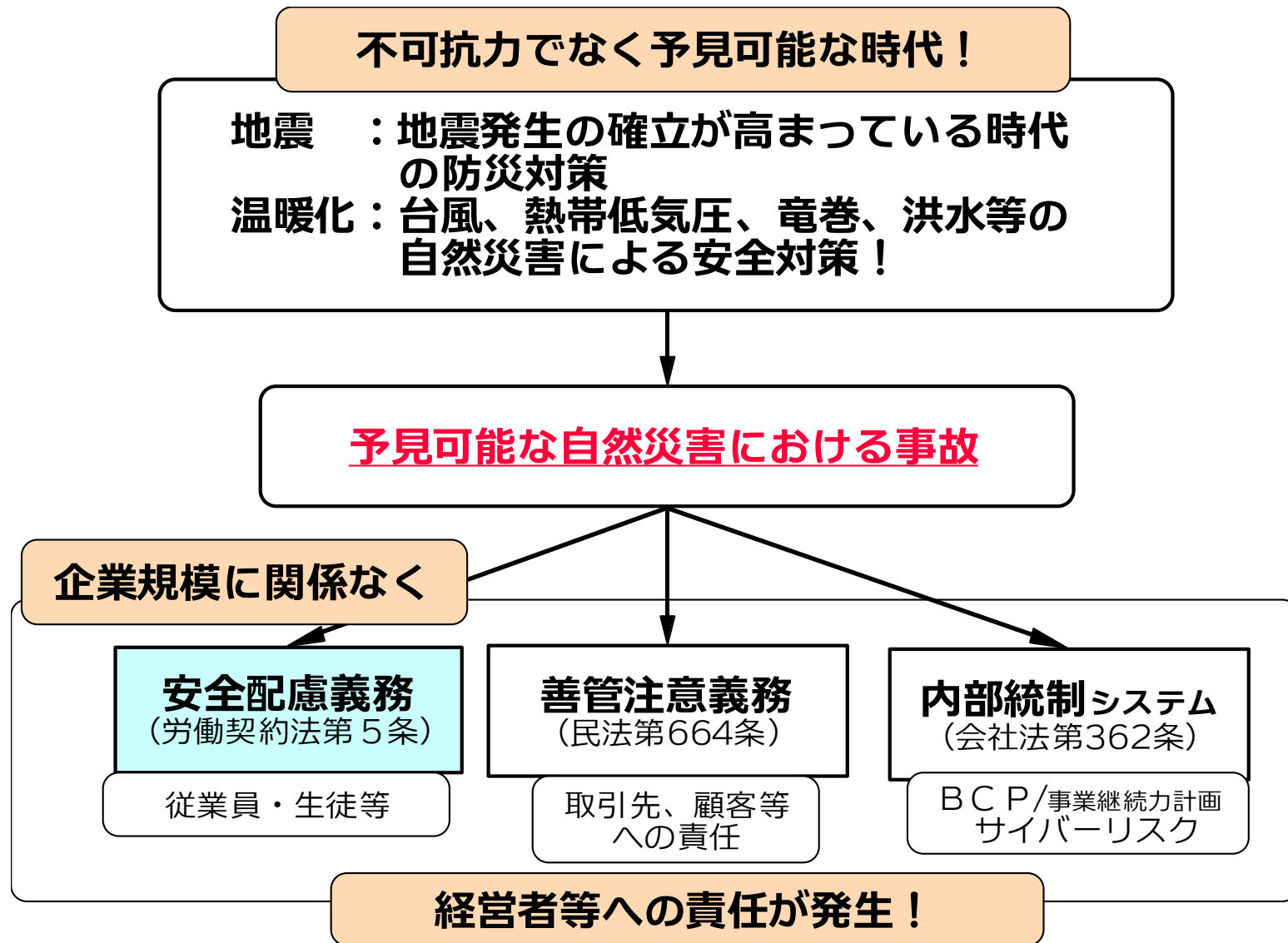


多発する茨城県の地震は

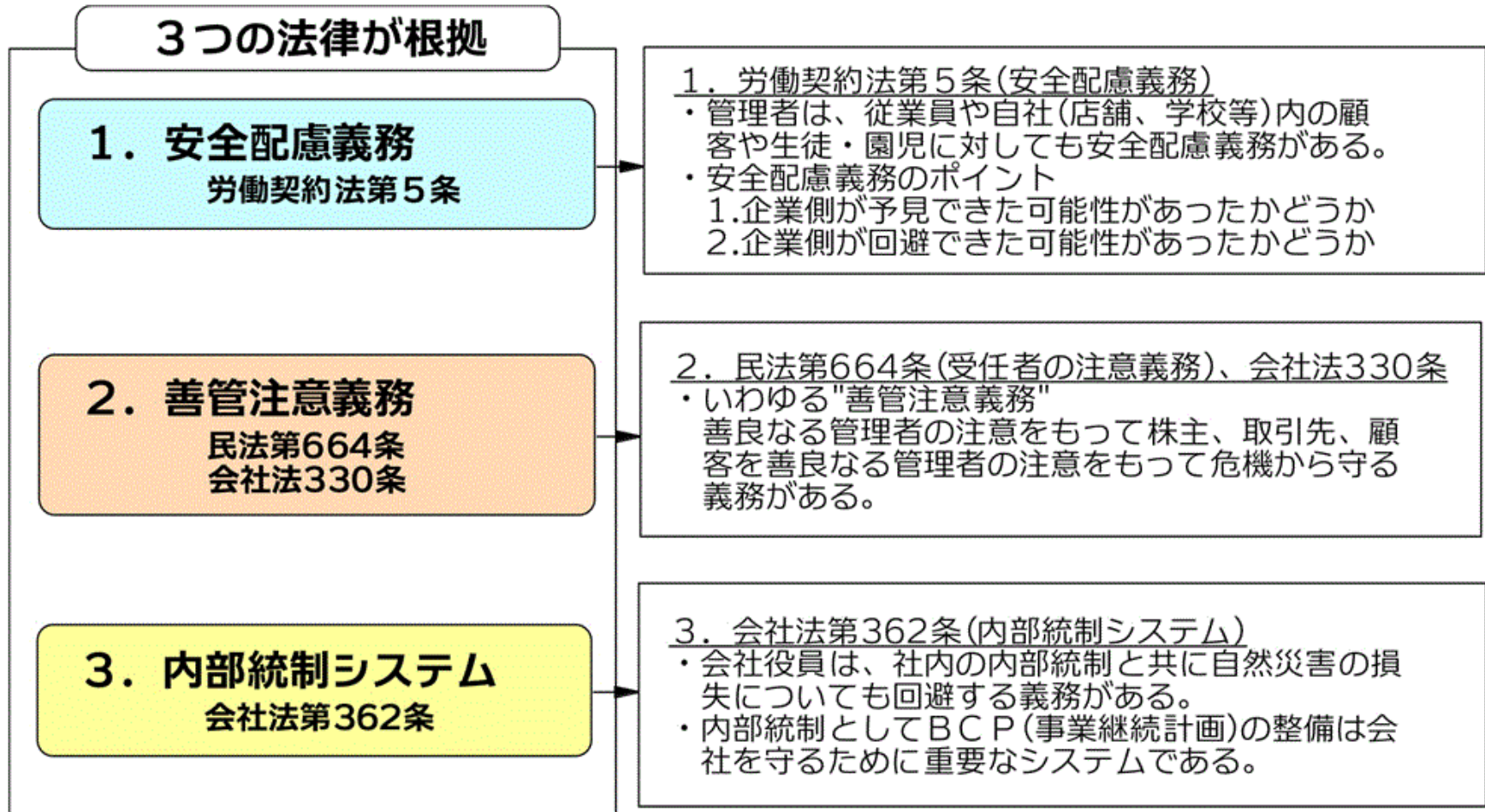
防災科学技術研究所 藤原広行 研究主監・・・NHK 2024年01月18日

「茨城県は地下に太平洋プレートとフィリピン海プレートという2つのプレートが沈み込んでいる地域であり、世界的に見ても珍しい地震多発地域を構成しています。このため、茨城県は日本全国47都道府県の中でも、地震の発生の頻度、こうしたものがいちばん高い地域の1つといえます。」

⑤ 自然災害による法的リスクの発生



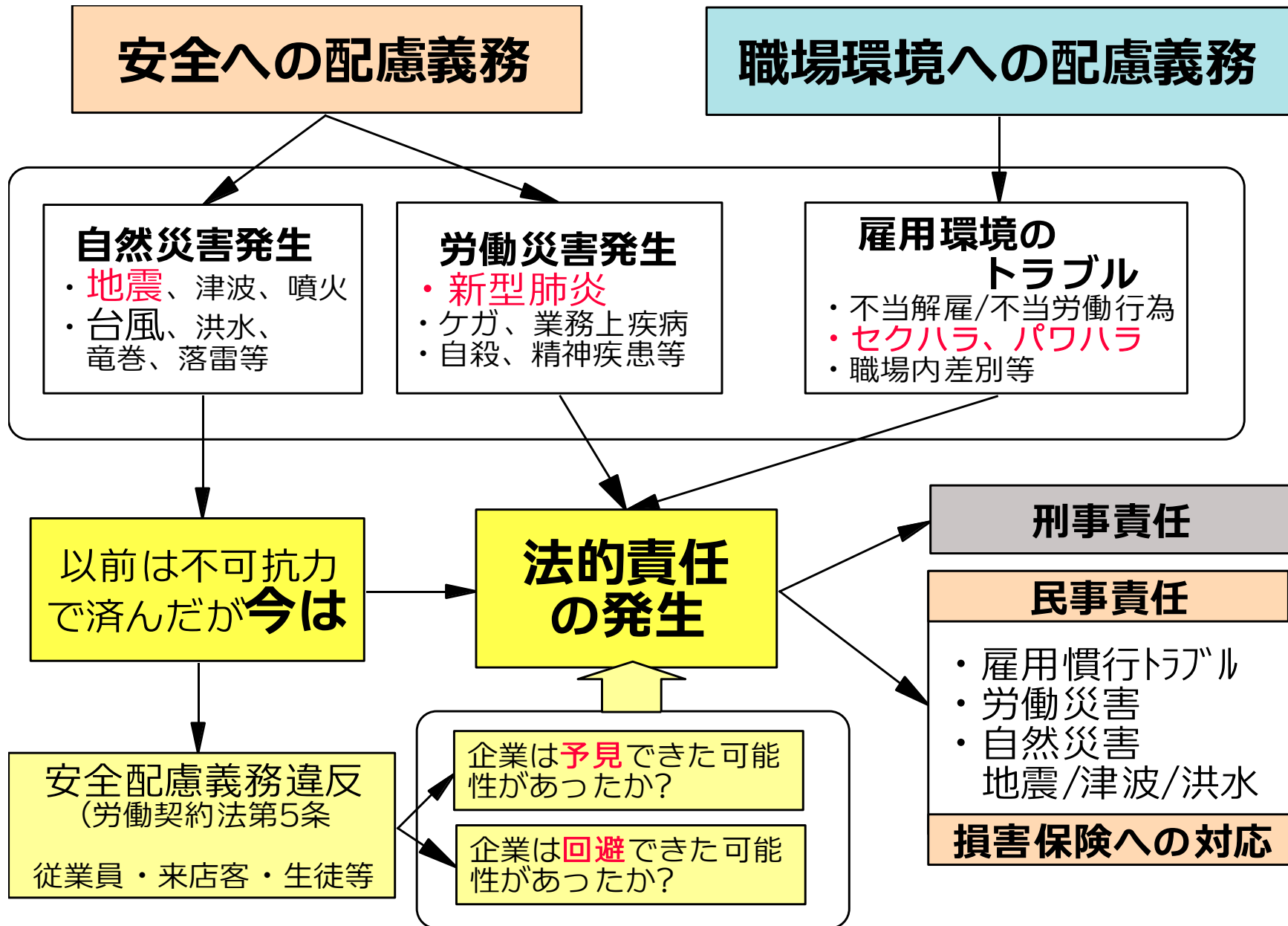
⑥ 企業責任は3つの法律が根拠



参考事例 東日本大震災の判例(大川小学校、七十七銀行、日和幼稚園)

⑦ 社員に対する安全配慮義務 (労働契約法第5条)

1



労働者への安全配慮義務とは

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。
(労働契約法 第5条 2008年施行)

趣旨

通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、判例において、労働契約の内容として具体的に定めずとも、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされていますが、これは、民法等の規定からは明らかになっていないところです。このため、法第5条において、使用者は当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。

【裁判例】

○陸上自衛隊事件（最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決。

最高裁判所民事判例集29巻2号143頁）

○川義事件（最高裁昭和59年4月10日第三小法廷判決。

最高裁判所民事判例集38巻6号557頁）

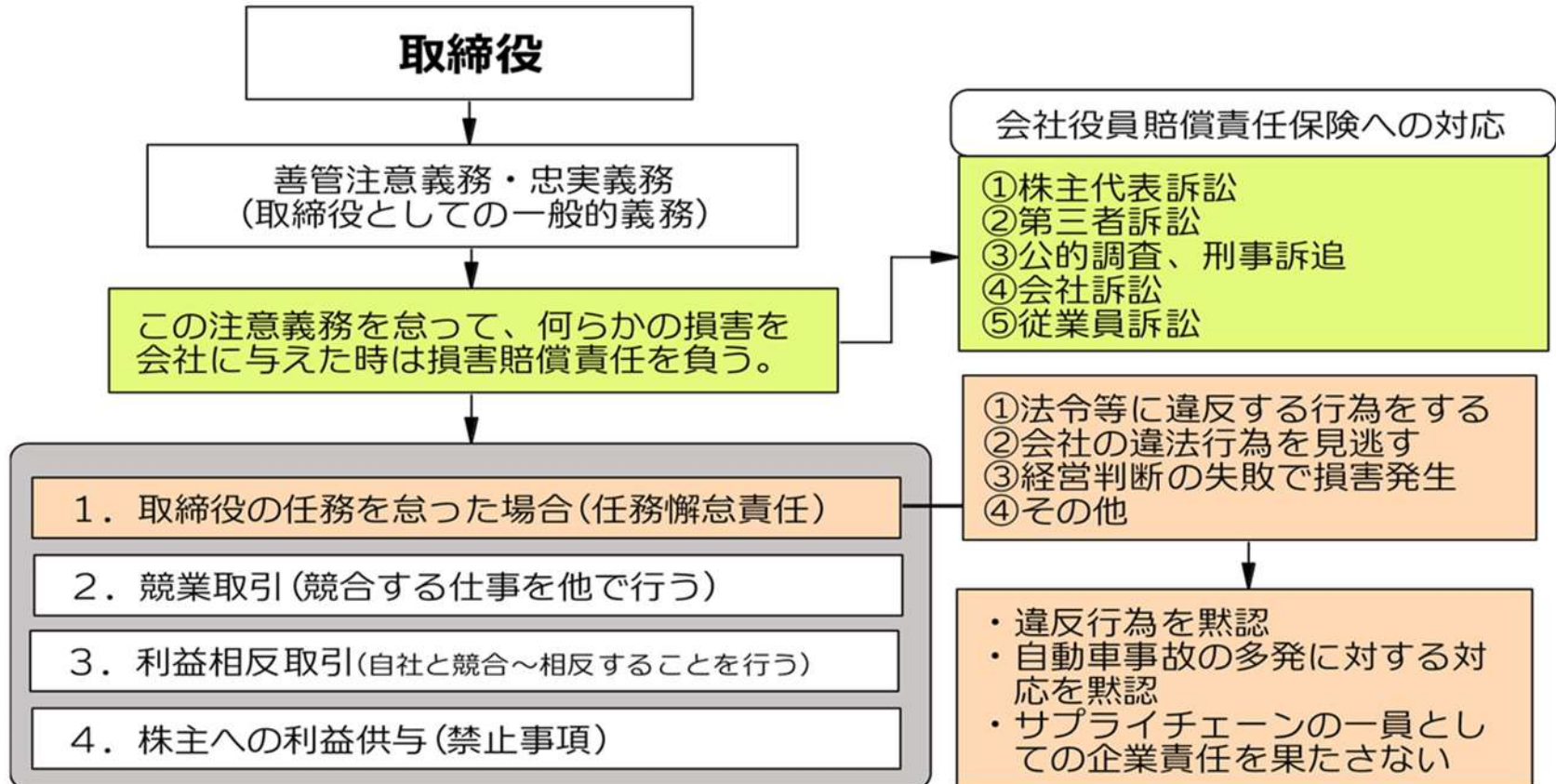
（厚生労働書 ホームページより）

⑧ 善管注意義務(民法第644条)

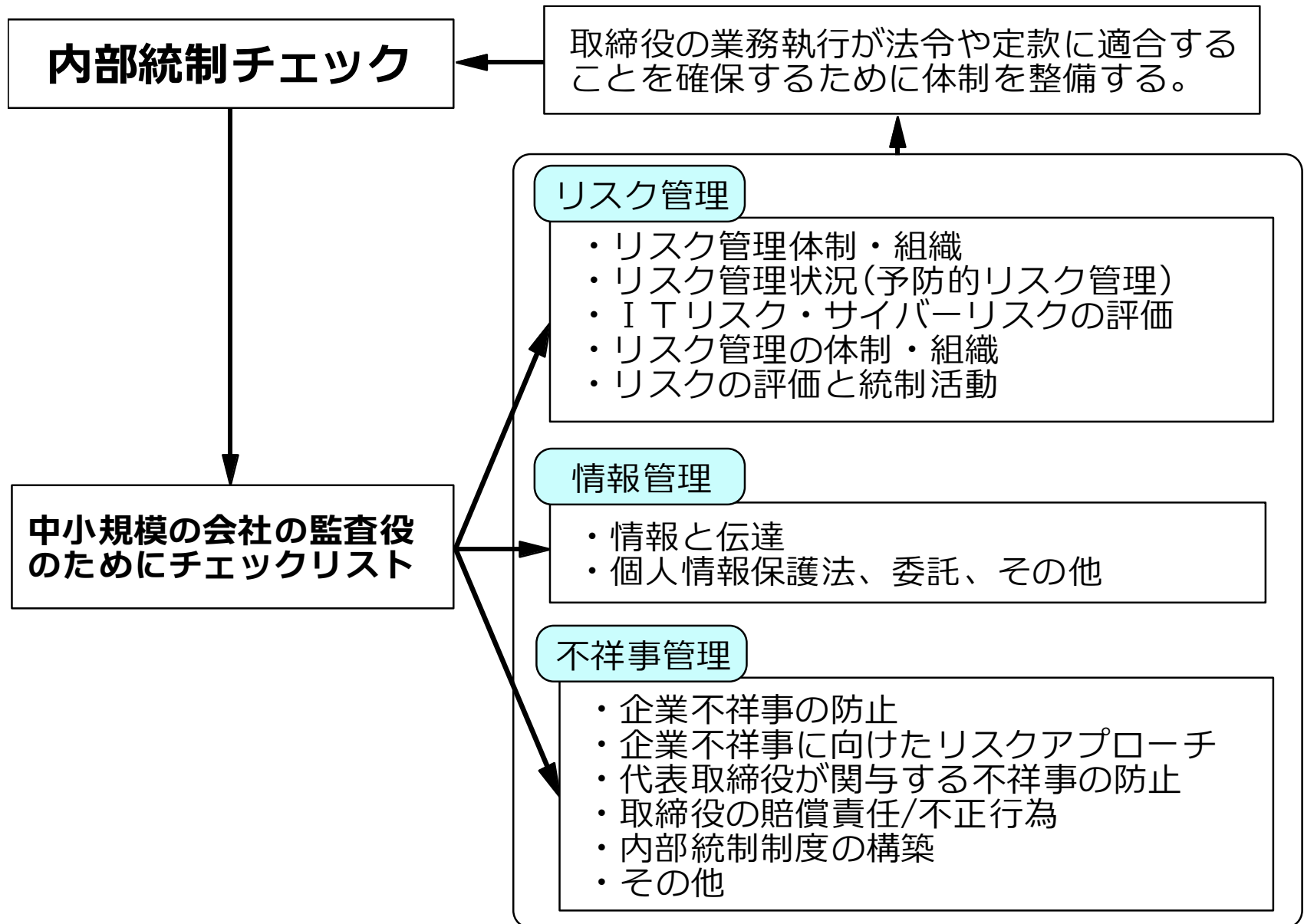
1

取締役は会社に対して、善管注意義務・忠実義務を負っています。
即ち、ある業務を委任された者は、その分野の専門家として一般に期待される注意義務を負うことになります。

その注意義務を怠った場合は、会社に対して損害賠償責任を負います。
(その責任を任務懈怠責任と言い、会社法第423条 役員等の会社に対する損害賠償責任が根拠となります)



⑨ 内部統制システム(会社法362条4項6号)



内部統制におけるリスク管理

1

内部統制リスク管理目標



BCP策定の策定



事業継続力強化計画策定



事業継続力強化計画の目指す姿

- ①自然災害時の脅威発生時の甚大被害発生の減少
- ②被害発生時の迅速な行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善プロセスの定着

BCPは

- ①重要業務と目標復旧時間の決定
- ②重要継続戦略（復旧、代替、お互い様）
- ③業務復旧・再開対応体制の明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画認定

- ①事業継続力強化の必要性認識
- ②脅威と発生時の被害発生認識
- ③必要な事前対策（防災＋事業継続＋訓練の実施を含む）の抽出と実行計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

⑩ 東日本大震災判例その1(市と県に責任あり)

大川小学校 遺族勝訴確定 最高裁2019.10.11

○校長や市教委の過失を認定、裁判官5人全員一致。

○大川小学校は、津波浸水予定地域に含まれなくても北上川近くにあり津波の危険性は予見できたと判断。

○事前の防災対策の不備を指摘した。(地域住民よりもはるかに高いレベルの防災知識が必要とした)

○校長らは学校の実情に沿った危機管理マニュアルの改訂する義務があった。市教育委員会もマニュアルの不備を是正する指導を怠った。

○裏山に避難させるべきであったのに、校長以下、教職員の全員が「津波時にどこに逃げるか想定していなかったのが原因」とした。

⑪ 東日本大震災判例その2(銀行に責任無)

七十七銀行女川(おながわ)支店 最高裁 遺族の上告棄却
2016.2.11

○女川支店は女川湾から約100mの場所に位置し、予め策定してあった防災計画に従って、支店長は震災当日も屋上に逃げるように指示し(メールの記録が残っていた)、行動していた。

○しかし、想定を超える約20mの津波が襲い行員13名中、12名が死亡した。

○銀行の災害対策マニュアルで、屋上を超えるような巨大津波が押し寄せてくることを予見することは困難であった。
このことが「**安全配慮義務違反**」に当たるとはいえない。

⑫ 東日本大震災判例その3 (園に責任あり)

日和 (ひより) 幼稚園 仙台地裁判決 2013.9.17

- 日和幼稚園側に約 1 億7700万円の賠償を命じた。判決は遺族の主張をほぼ全面的に認め、園の失態を次々と認定した。(その後、和解で6000万円、園児5人・女性職員1人死亡)
- 裁判長は「園長が地震発生後の津波に関する情報収集義務を怠り、バスを高台にある園から海側の低地へ出発させたことが、津波被災を招いたと園の法的責任を認めた」
- 失態の一つは防災マニュアル、
 - ①大地震発生時、幼稚園で保護者に園児を引き渡すと定めていた。
 - ②しかし、この規定に従わず、園としては形式的に防災マニュアルを作成しただけで機能しなかった。

⑬ 「息子の命、無駄にしない」

宮城の夫妻、企業防災訴え



東日本大震災10年

2021年3月10日 日経

大震災が起きた10年前の3月11日、七十七銀行女川支店に勤めていた長男、健太さん（当時25）は上司の指示に従って屋上に避難し、津波にのまれた。

町内にあった他の金融機関の従業員は近くの高台などに逃げ、難を逃れたという。「健太は逃げたくても逃げられなかったのではないか」

⑭ 東日本大震災防災等の3者の対応

	防災対策のポイント	大川小	七＋七銀行	日和幼稚園
1	津波の危険性	予見可能	想定していた	無関心
2	防災対策	不備	あり	なし
3	危機管理マニュアル	不備	あり	形式的
4	災害時の逃げ場所	なし	あり	なし
5	防災計画策定	不備	あり	なし
6	法的責任の発生	校長/教育委員長 あり	支店長なし	園長あり

終わり